

合同パトロールについて（参考）

1. 目的

宅地等開発事業の造成行為によるがけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害の発生を未然に防止し、広く県民に対して宅地防災の意識を啓発するよう合同パトロールを実施する。

2. 実施日時及び場所

日時：令和8年5月11日（月曜日）13時30分から1時間程度

場所：亀山市関町小野字上門田250

「亀山市関町小野地内造成工事」

3. 合同パトロール班の編成（予定）

| | | | | |
|-----|-----|----------|-------|-------|
| 班長 | 三重県 | 県土整備部 | 建築開発課 | 主幹兼係長 |
| 副班長 | 三重県 | 県土整備部 | 建築開発課 | 主幹兼係長 |
| | 三重県 | 県土整備部 | 建築開発課 | 主任 |
| | 三重県 | 県土整備部 | 建築開発課 | 技師 |
| | 三重県 | 四日市建設事務所 | 建築開発室 | 担当者 |
| | 亀山市 | 建設部 | 建築住宅課 | 担当者 |

4. 実施内容

- ・災害防止責任者の確認
- ・緊急時の連絡体制の確認
- ・現在の現場状況の把握
- ・危険箇所等の点検